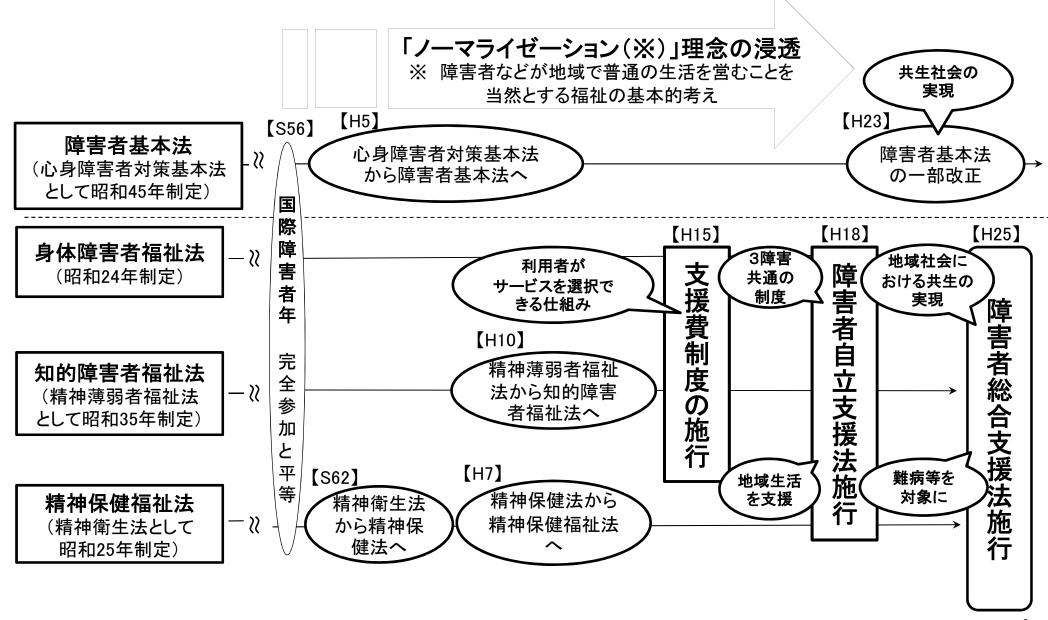
障害者総合支援法対象疾病検討会(第1回)

平成26年8月27日

資料3

障害者総合支援法における 難病患者等に対する障害福祉サービス

障害福祉施策の歴史



地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

1. 趣旨

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の 日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、 社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の 除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本 理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。) 「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて 行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための 研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項 及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉 計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ 把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①~③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する 支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方 ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の範囲の見直し

- 制度の谷間のない支援を提供する観点から、障害者の定義に新たに難病等(治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者)を追加し、障害福祉サービス等の対象とする。 【平成25年4月1日施行】
- 〇 障害者総合支援法における難病等の範囲は、<u>当面の措置として、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(130疾患を政令で規定)として平成25年4月から制度を施行した上で、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の範囲等に係る検討を踏まえ、見直しを行うものとする。</u>

(参考: 難病患者等居宅生活支援事業(ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付)) 事業を実施する市町村に対し、国が費用の一部を補助(平成24年度予算:2億円、健康局予算事業) 難治性疾患克服研究事業の対象である130疾患と関節リウマチの患者を対象 ※平成24年度まで実施

- □ 難病患者等で、症状の変動などにより、身体障害者手帳の取得ができないが一定の障害がある方々に対して、障害福祉サービスを提供できるようになる。
- □ これまで補助金事業として一部の市町村での実施であったが、全市町村において提供 可能になる。
- □ 受けられるサービスが、ホームヘルプサービス、短期入所、日常生活用具給付だけでなく、新法に定める障害福祉サービスに広がる。

障害者総合支援法の対象疾患一覧(130疾患)

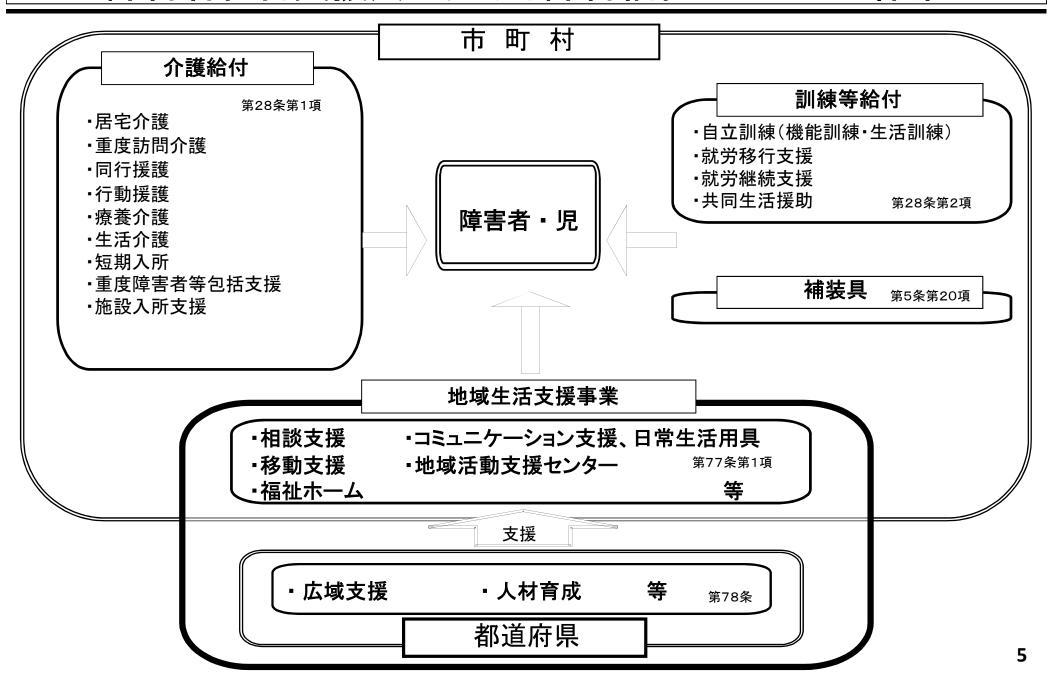
1	IgA腎症
2	西急性硬化性全脳炎
3	アジソン病
4	アミロイド症
5	アレルギー性肉芽腫性血管炎
6	ウェゲナー肉芽腫症
7	HTLV-1関連背髄症
8	ADH不適合分泌症候群
9	黄色靭帯骨化症
10	潰瘍性大腸炎
11	下垂体前葉機能低下症
12	加齡性黄斑変性症
13	肝外門脈閉塞症
14	関節リウマチ
15	肝内結石症
16	偽性低アルドステロン症
-	偽性副甲状腺機能低下症
18	球脊髄性筋萎縮症
19	急速進行性糸球体腎炎
20	強皮症
21	ギラン・バレ症候群
22	筋萎縮性側索硬化症
23	クッシング病
24	グルココルチコイド抵抗症
25	クロウ・深瀬症候群
26	クローン病
27	劇症肝炎
28	結節性硬化症
29	結節性動脈周囲炎
30	血栓性血小板減少性紫斑病
31	原発性アルドステロン症
32	原発性硬化性胆管炎
33	原発性高脂血症

34	原発性側索硬化症
35	原発性胆汁性肝硬変
36	原発性免疫不全症候群
37	硬化性萎縮性苔癬
38	好酸球性筋膜炎
39	後縦靭帯骨化症
40	拘束型心筋症
41	広範脊柱管狭窄症
42	高プロラクチン血症
43	抗リン脂質抗体症候群
44	骨髓異形成症候群
45	骨髓線維症
46	ゴナドトロピン分泌過剰症
47	混合性結合組織病
48	再生不良性貧血
49	サルコイドーシス
50	シェーグレン症候群
51	色素性乾皮症
52	自己免疫性肝炎
53	自己免疫性溶血性貧血
54	視神経症
55	若年性肺気腫
56	重症急性膵炎
57	重症筋無力症
58	神経性過食症
59	神経性食欲不振症
60	神経線維腫症
61	進行性核上性麻痺
62	進行性骨化性線維形成異常症
63	進行性多巣性白質脳症
64	スティーヴンス・ジョンソン症候群
65	スモン
66	正常圧水頭症

	<u> </u>	-
	I. n. v. —	
	成人スチル病	
68		
69	背髄小脳変性症	
70	背髄性筋萎縮症	
71	全身性エリテマトーデス	
72	先端巨大症	
73	先天性QT延長症候群	
74	先天性魚鱗癬様紅皮症	
75	先天性副腎皮質酵素欠損症	
76	側頭動脈炎	
77	大動脈炎症候群	
78	大脳皮質基底核変性症	
79	多系統萎縮症	
80	多巣性運動ニューロパチー	
81	多発筋炎	
82	多発性硬化症	
83	多発性嚢胞腎	
84	遅発性内リンパ水腫	
85	中枢性尿崩症	
86	中毒性表皮壊死症	
87	TSH産生下垂体腺腫	
88	TSH受容体異常症	
89	天疱瘡	
90	特発性拡張型心筋症	
91	特発性間質性肺炎	
92	特発性血小板減少性紫斑病	
93	特発性血栓症	
94	特発性大腿骨頭壊死	
95	特発性門脈圧亢進症	
96	特発性両側性感音難聴	
97	突発性難聴	
98	難治性ネフローゼ症候群	

99	膿疱性乾癬
100	囊胞性線維症
101	パーキンソン病
102	バージャー病
103	肺動脈性肺高血圧症
104	肺胞低換気症候群
105	バッド・キアリ症候群
106	ハンチントン病
107	汎発性特発性骨増殖症
108	肥大型心筋症
109	ビタミンD依存症二型
110	皮膚筋炎
111	びまん性汎細気管支炎
112	肥満低換気症候群
113	表皮水疱症
114	フィッシャー症候群
115	プリオン病
116	ベーチェット病
117	ペルオキシソーム病
118	発作性夜間ヘモグロビン尿症
119	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
120	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
121	慢性膵炎
122	ミトコンドリア病
123	メニエール病
124	網膜色素変性症
125	もやもや病
126	有棘赤血球舞踏病
127	ランゲルハンス細胞組織球症
128	リソソーム病
129	リンパ管筋腫症
130	レフェトフ症候群

障害者総合支援法における障害福祉サービスの体系



障害福祉サービス等の体系1

			サービス名		利用者数	施設•事業所数
	居宅介護(ホームヘルプ)	者见	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う		145,522	17,987
	重度訪問介護	者)	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動 上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、 入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う		9,524	6,181
訪問系	同行援護	者児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必 要な情報提供や介護を行う		20,611	5,449
乔	行動援護	者児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回 避するために必要な支援、外出支援を行う	介	7,454	1,301
	重度障害者等包括支援	者见	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを 包括的に行う	護給	37	10
B	短期入所(ショートステイ)	者见	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め 施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	付	34,163	3,679
中活	療養介護	を療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能 上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う		19,267	239
動系	生活介護	者)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護 等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する		250,673	8,336
施設系	施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護 等を行う		132,816	2,627
居住系	共同生活援助(グループホー	-ム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食 事の介護、日常生活上の援助を行う		88,172	8,277
	自立訓練(機能訓練) 者		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体 機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	訓	2,546	181
訓練系	自立訓練(生活訓練)	*	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活 能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	練等	12,806	1,191
就	就労移行支援	者)	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要 な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	給付	26,970	2,478
州 分 系	就労継続支援(A型=雇用型) 者		一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、 能力等の向上のために必要な訓練を行う		35,705	1,999
水	就労継続支援(B型)	者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、 能力等の向上のために必要な訓練を行う		178,395	8,416

⁽注)1. 表中の「(者)」は「障害者」、「(児)」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

^{2.} 利用者数及び施設・事業所数は平成26年2月現在の国保連データ。(共同生活援助は旧ケアホームと旧グループホームの数値を合算したもの)

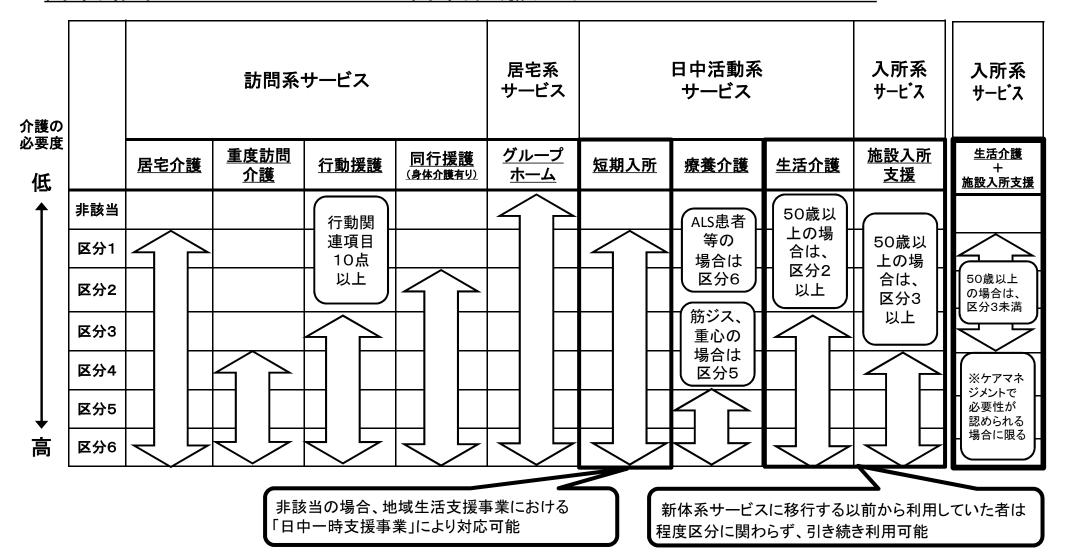
障害福祉サービス等の体系2

	サービス名			
	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援を行う。		
障害児通所系	医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。		
通所系	放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活 能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う		
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との 集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。		
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導 及び知識技能の付与を行う。		
入所系	医療型障害児入所施設	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、 保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。	そ の 他	
	計画相談支援	【サービス利用支援】 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	の給付	
相談支援系	障害児相談支援	【障害児利用援助】 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】		
紧	地域移行支援	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する 相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。		
	地域定着支援	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、 緊急時の各種支援を行う。		

TIMEN	旭战 于宋//[玖
65,328	2,623
2,672	103
70,955	4,132
1,288	258
1,908	189
2,074	182
47,233	3,954
7,125	1,270
503	281
1,730	349

利用者数 L 施設·事業所数

障害福祉サービスにおける障害支援区分について(平成26年4月より)



- ※ 同行援護(身体介護無し)については、支援区分を利用要件としていないが、別途アセスメント票により利用対象者の要件を定めている。
- ※ グループホームの「受託居宅介護サービス」を利用する場合、区分2以上の利用要件あり。
- ※「訓練等給付」のサービス(自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型))は、支援区分の利用要件なし。
- ※ 平成24年3月31日に障害児施設等に入所していた者が、障害福祉サービスを利用する場合は障害支援区分の判定は省略

障害者総合支援法における「障害支援区分」

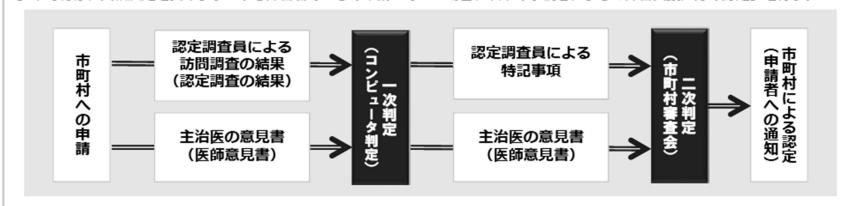
① 障害支援区分の定義(法第4条第4項)

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、支給決定を受けようとする障害者等からの申請があった場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



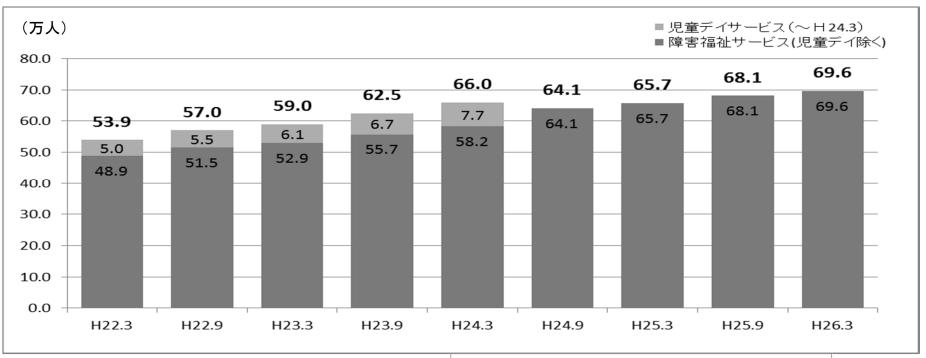
(参考)障害程度区分の二次判定結果(平成24年10月~平成25年9月)

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
215件	15,905件	48,899件	50,781件	36,986件	32,476件	48,357件	233,619件
0.1%	6.8%	20.9%	21.8%	15.8%	13.9%	20.7%	100.0%

児童福祉法及び障害者総合支援法における障害福祉サービス等の受給要件

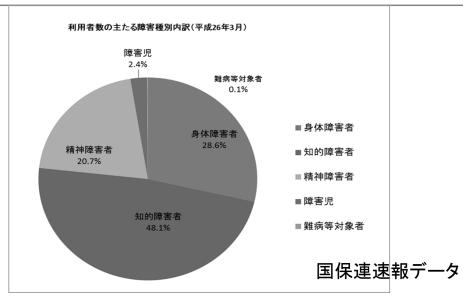
	児童福祉法	障害者総合支援法
定義	【第4条 障害児の定義】18歳未満 〇身体に障害のある児童 〇知的障害のある児童 〇精神に障害のある児童(発達障害児を含む) 〇治療方法が確立していない疾病その他の特 殊の疾病であって障害者総合支援法第4条 第1項の政令で定めるものによる障害の程度 が同項の厚生労働大臣が定める程度である 児童(注)	【第4条 障害者の定義】18歳以上 〇身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者 (身体障害者手帳の交付を受けた者) 〇知的障害者福祉法にいう知的障害者 〇精神保健福祉法第5条に規定する精神障害者 〇治療方法が確立していない疾病その他の特殊の 疾病であって政令で定めるものによる障害の程度 が厚生労働大臣が定める程度である者(注)
障害福祉 サービス 等の受給 と手帳の 要否	手帳の所持は必須でない (市町村又は児童相談所が必要性を判断)	身体:身体障害者手帳の所持必須 知的:療育手帳の所持は必ずしも必須でない 精神:精神保健福祉手帳の所持は必ずしも必須で ない 難病等(注):身体障害者手帳の所持不要
障害支援 区分	○適用なし 居宅介護又は短期入所の申請があった場合、障害の種類 や程度の把握のために、5領域11項目の調査を行った上 で支給の要否及び支給量を決定	〇介護給付費の支給対象となるサービスを利用する際、障害支援区分の認定が必要 〇訓練等給付費の支給対象となるサービス(共同 生活援助において介護提供を希望する場合を除 く)を利用する際は、不要

実利用者数の推移

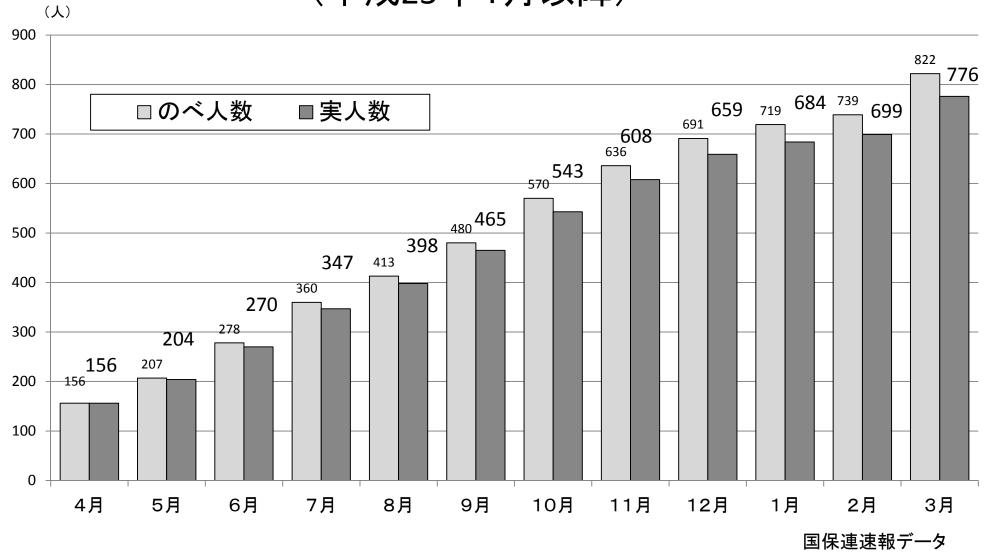


<26年3月の利用者数>

身体障害者…… 1 9. 9 万人 知的障害者…… 3 3. 5 万人 精神障害者…… 1 4. 4 万人 難病等対象者… 0. 0 8 万人 (7 7 6 人)



難病患者等の障害福祉サービス利用状況の推移 (平成25年4月以降)



難病患者等の障害福祉サービス利用状況 (平成26年3月)

